

地域指定年度	平成 17 年度
計画策定年度	平成 17 年度
計画見直し年度	平成 24 年度
計画見直し年度	令和 2 年度

# 安曇野市農業振興地域整備計画書

令和 3 年 3 月

長野県安曇野市

## 目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	4
2 農用地利用計画	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 地区別の整備開発の構想	8
3 農業生産基盤の整備開発計画	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	10
5 他事業との関連	10
第3 農用地の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向	11
(1) 農用地等の保全の方針	11
(2) 農用地等の保全の方策	11
2 農用地等保全整備計画	12
3 農用地等の保全のための活動	12
(1) 耕作放棄地の解消活動の支援	12
(2) 耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備	12
(3) 農地の保全管理等のための資金援助	13
(4) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援	13
4 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	14
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	21
(3) 新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	21
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	21
(1) 農用地の流動化対策	21
(2) 農作業の受委託の促進対策	22
(3) 地域農業集団の育成	22
(4) 地力の維持増進対策 ～環境にやさしい農業の推進～	22
(5) 農業技術の向上	22
(6) 資本装備等	23
3 森林の整備その他林業の振興との関連	23
第5 農業近代化施設の整備計画	24
1 農業近代化施設の方向	24
2 農業近代化施設整備計画	26

3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	27
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	27
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	27
3	農業を担うべき者のための支援の活動	27
	(1) 認定農業者の育成	27
	(2) 新規就農者・農業後継者の育成	28
	(3) 農業経営の組織化・法人化の推進	28
	(4) 高齢農業者の支援	28
	(5) 女性農業者の支援	28
4	森林の整備その他林業振興との関連	29
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	30
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	30
2	農業就業者の安定的な就業を図るための方策	31
	(1) 関係機関との連絡・調整と就業機会の確保対策	31
	(2) 農産物直売施設の利活用	31
	(3) 「安曇野ブランド」の育成	31
	(4) 観光農業の推進	31
3	農業従事者就業促進施設	31
4	森林の整備その他林業の振興との関連	31
5	その他の関連計画（地域農林水産物の利用による地場産業の振興対策）	32
第8	生活環境施設の整備計画	33
1	生活環境施設の整備の目標	33
	(1) 農村コミュニティ施設の整備推進	33
	(2) 地域用水機能の保全と整備推進	33
2	生活環境施設整備計画	33
3	森林の整備その他林業の振興との関連	33
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	33
第9	附図	34
	別添	34
1	土地利用計画図（附図1号）	34
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	34
3	農用地等保全整備計画図（附図3号）	34
4	農業近代化施設整備計画図（附図4号）・・・該当なし	34
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図5号）・・・該当なし	34
	別記 農用地利用計画（1）農用地区域（農地・農業用施設用地）	

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 安曇野市の概況

##### (ア) 本市の位置・面積

安曇野市（以下「本市」という。）は、長野県のほぼ中央に位置し、北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接しています。面積は、東西約 26km、南北約 21km の広がりをもつ約 332k m<sup>2</sup>です。

##### (イ) 農業振興地域

本市の農業振興地域（以下「本地域」という。）は、行政区域面積から都市計画法の用途地域、中部山岳国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた 11,636ha です。令和元年度末の時点の土地利用状況は、農用地約 7,250ha、混牧林地約 42ha、農業用施設用地約 68ha、山林原野約 888ha、その他が約 3,388ha です。

##### (ウ) 自然条件

###### ・地形・地理

本市の西部は、北アルプス連峰がそびえたつ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳などの 3000m級の山々が連なっています。

東部は、海拔 500mから 700mの、いわゆる「安曇野」と呼ばれる概ね平坦な複合扇状地を形成しています。この一帯は、拾ヶ堰をはじめとする堰の豊富な水利や、肥沃な大地に恵まれて、信州を代表する穀倉地帯となっています。また扇状地下をくぐり抜けた北アルプスの雪解け水は、豊富な湧水となって市域を潤しています。

###### ・気候

気候は、内陸性気候ですが、一部、中央高地式と日本海側気候の特徴も併せ持っています。令和元年の年間日平均気温は 12.2 度ですが、夏季は 35 度以上、冬季はマイナス 10 度以下となる日があり、年間を通して大きな寒暖差があります。年間降水量は、1,020.5mm で、降雪量 51.3cm、最深積雪 15.0cm の観測がされています。

###### ・水利

安曇野は、複合扇状地と呼ばれる河川の表流水の多くが地下に浸透する地形です。このため農業用用水の確保が極めて困難でした。この問題を克服するために表流水のある梓川、烏川等の上流から大量の水を引いてくる必要があり、標高の高い地点から下に向かって水を導く田多井堰、田尻堰、倉田堰などの縦堰が開削されました。次いで江戸初期になると堀廻堰、勘左衛門堰、矢原堰など河川の扇状地中腹から横堰と呼ばれる水路が開削されました。横堰の中でも拾ヶ堰は代表的な用水路であり、これら多くの横堰と縦堰によるネットワークが本市の水利を構成しています。これらの事業により県下でも有数の穀倉地帯へ変貌し今日に至っています。

## (エ) 交通・運輸条件

交通網は、昭和 63 年 8 月に長野自動車道の安曇野インターが供用開始され、平成 5 年 3 月には更埴ジャンクションまで供用開始となり、長野自動車道全区間が開通しました。これにより高速道路で関東、関西圏と直結できることとなり、国道 19 号、143 号、147 号、403 号を含めて主要幹線道路ネットワークが構築され、長野市をはじめとする北信地方との交流も一層活発となってきました。また、アクセス道路も整備され、交通の要衝としての位置付けも高まり、市内外への企業進出も大いに期待されています。

さらに、平成 19 年 7 月にはアルプス大橋が供用開始され、松本圏内へのアクセスが一段と向上しています。

## (オ) 社会的・経済的条件

本市は、平成 17 年 10 月 1 日の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町の町村合併において、「安曇野市」として、市制をスタートしました。合併年の平成 17 年国勢調査では、人口 96,266 人・世帯数 32,743 世帯でした。平成 27 年国勢調査では、人口 95,282 人となり、10 年間で約 1%の減少をしています。しかし、世帯数は 34,732 世帯となり、約 6%の増加をしています。松本諏訪地区新産業都市圏内にあり、圏都である松本市の郊外に位置することから、ベットタウンとしての需要があることが、宅地化が進む要因と考えられます。

年齢別の割合の推移をみると、年少人口（14 歳以下）が 14.4%から 12.8%に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 62.5%から 56.6%にそれぞれ減少し、老年人口（65 歳以上）は 23.3%から 30.5%に増加しています。

本市では、農業が基幹産業として発展してきましたが、特に近年の少子・高齢化や農作物の低価格などの社会経済の変化により、平均的耕作規模が減少し、総農家数に占める専業経営の割合が減少し、兼業の割合が増加しています。

また、工場団地の整備による企業誘致の進展、及び大型店舗の進出等により、農業以外の産業で雇用機会の拡充と安定化が図られたことで、製造業、サービス業等の第 2 次、3 次産業従事者の割合が増加し、農業従事者の割合は減少しています。

## イ 土地利用の構想

### (ア) 農業の振興方針

農業の振興方針は、地域の合意に基づき作成された「人・農地プラン」により明確化された担い手経営体（中心経営体）と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりです。その結果として、農地利用の効率化・高度化による力強い農業構造が構築されるとともに、生産基盤の整備や生鮮農畜産物の総合的な生産供給体制の強化を目指します。

また、安全・安心、新鮮で豊富な「安曇野ブランド」の育成を目標に掲げ、消費者ニーズと流通経路の多様化にも対応し、農業の生産性の向上と高付加価値化を進め、地域の特色を生かした個性的な農業の振興を図るものとします。

さらに、農業農村の有する環境保全や景観形成等の多面的な機能を重視し、これらの機能を守りながら資源を有効に活用する取り組みを展開し、農村生活環境の整備、農業と関

連産業を基幹とする多様な地場産業の振興、滞在型農園や体験農場を活用した都市との交流等を促進することにより、魅力ある農村社会の建設を進めるものとします。

(イ) 土地利用の方針

本市の土地利用の基本は、平成 22 年 9 月に施行された「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」の前文部に掲げられた「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」です。

これを受けて平成 28 年 7 月に策定された土地利用基本計画においては、「1 良好な住環境の形成・育成」、「2 商工業・観光の振興と育成」、「3 農地の保全・農業の育成」を総合的な基本方針としています。その中の農地の保全・農業の育成について、安曇野の魅力である「田園」のよさを残すために、「厳しい農業情勢を踏まえながら、多面性に優れた機能をもつ農地を保全するとともに、これを支え、農業を育成していくことにつながる土地利用を目指す」としています。

よって、本計画の土地利用の方針は、生産性の高い土地利用型農業を確立するため、集団的な優良農地を保全することを第一とし、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件や豊かな自然環境と景観に十分配慮をしながら、都市的な生活基盤・経済活動基盤の整備を図りつつ、適正かつ合理的な土地利用を進めることとします。

(単位：ha, %)

	農地		農業用 施設用地		山林原野		宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H27)	7,315	62.9	64	0.6	927	7.9	1,675	14.4	1,655	14.2	11,636	100.0
目標 (R8)	7,200	61.9	70	0.6	940	8.1	1,720	14.8	1,706	14.6	11,636	100.0
増減	-115	-	6	-	13	-	45	-	51	-	0	-

(注) 基礎調査を行った平成 28 年度を基に目標を設定

- 1 資料：H28 確保すべき農用地等の面積の達成状況
- 2 目標：H28 確保すべき農用地等の面積の達成状況、農地転用の推移、固定資産概要調書による推移により設定

ウ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本域内にある現況農用地 7,302ha のうち、おおむね次の a~c に掲げる農地で、(イ) に掲げる農用地としない農地を除いた 6,171ha について、農用地区域を設定する方針です。

a 集団的に存在する農用地

集団的に存在する農用地でその規模が 10ha 以上の農用地

b 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地  
土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

c 地域の農業振興を図るべき農用地

a 及び b 以外の土地で、地域の特性に即した農業振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 農用地区域としない地域

a 集落内に介在する農用地

集落に介在している、又は孤立的に存在している農地で、その利用確保が地域の農業振興において適当でない農地。ただし、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項第 2 号に定められた事業の施行に係る受益地について、工事完了年度の翌年度より起算して 8 年未経過である土地は含めないものとします。

b 自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

山林原野中にある分散された農用地及び山麓傾斜地にある農用地で、その位置や地形、耕作条件等、農業振興における営農上の利用においてその確保が適当でない農用地

c 公益性が高い事業の土地

公益性の特に高い事業に係る施設の用に供される道路、水路等の土地

(ウ) 農業用施設用地

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定します。

農業用施設用地 65ha

(エ) 現況山林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況山林及び原野等について、耕作放棄地全体調査等を利用し、農地造成可能地について、農用地区域を設定します。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本市の掲げる田園産業都市を目標像として、田園、山岳、水、緑などの良好な自然環境・資源の保全と公共の福祉を優先し、均衡のある発展のため農地の有効利用を図ります。

今後の農用地の利用は、農業従事者の高齢化や兼業化が一層進行すると予測されるため、担い手不足による耕作放棄地の増加が懸念されます。よって認定農業者を中心とした中核農家や農業生産法人等へ農地の集約化や農作業効率の向上や大型機械の導入による省力化、地域条件に応じた重点作物の振興を推進するなどの土地利用の高度化を図ります。

#### (ア) 稲作

本地域内の水田は、土壌・水利条件が良く、地力も高いと言えます。土地改良事業の達成率は非常に高く、継続して稲作主体の土地利用方針とします。今後は、大規模区画化や用排水設備等の農業生産基盤の再整備を図り作業効率の向上を目指します。

#### (イ) 畑作

畑作地帯においては、果樹、野菜を中心とした土地利用型農業が盛んです。今後とも、一層の地力の維持増進を図るとともに、ブランド力強化や収益の増加、品質の向上に努めます。

### イ 用途区分の構想

#### (ア) 豊科・南穂高・高家・上川手地区

本地区においては、大規模なほ場整備がほぼ完了しています。平坦な地形でもあり、現在良好な営農が展開されていることから引き続き水田として高度利用を進めます。

今後は、農地の流動化を推進するとともに、大型機械の導入等による省力化、効率化を図ります。また、水稲と野菜、花き等の複合経営には、先進的栽培技術を導入し、収益性の高い農業を推進します。

本市の特産品である「わさび田」周辺には、地域の自然環境を生かした都市との交流施設があり、今後とも農村文化・農作業体験など農業の持つ多面的な機能を生かしたモデル地区として継続します。

東山山麓地帯の農業については、傾斜地かつ小面積である土地条件に適した作物の栽培の研究・普及・促進をします。

交通結節点周辺においては、市の総合的な土地利用構想が具体化された段階において、関係機関及び庁内関係部局と十分な連絡調整を図ります。

#### (イ) 穂高北部地区

有明地区は、標高 500m から 700m の平坦地で、ほ場整備率は 80% 以上に達しています。

今後は、集積集団化を積極的に図りながら水田の高度利用化を推進します。

また、山麓地域には果樹地が形成されており、今後も同様の用途での利用を増進します。

牧地区は、標高 600m から 700m の緩斜面地帯です。東部の開田地帯については昭和年代後半に農業基盤整備事業が行なわれています。また、中心部の水田は、県営中山間総合整備事業による区画整理事業が完了しています。

今後は、農地の高度利用化を図るとともに、集積・集団化による農地利用を推進します。また、西部の畑地帯においては、伝統野菜の産地として農地利用を推進します。

#### (ウ) 北穂高地区

本地区は、標高 530m 前後の平坦地で、農業構造改善事業等の実施により、稲作の良好な条件整備がなされています。また県営土地改良総合整備事業の導入による用排水路整備事業も進み、用水の安定確保、供給がなされています。

今後は、積極的に農地集積を図り、機械化一貫作業、ブロックローテーション、団地化



を進め、効率的な農地利用を推進します。また、狐島地区にはセルリーの産地が形成されており、施設野菜栽培を積極的に導入し、複合経営による安定営農を図るべく合理的な土地利用を推進します。

#### (エ) 穂高南部地区

穂高地区は、標高 520mから 600m前後の平坦地で、都市計画法に基づく用途地域を境に東部地域と西部地域に分かれています。両地域とも農業基盤整備事業の完了地区で、水田利用が積極的に行われています。

柏原地区は、標高 550mから 650m前後の平坦地で、県営ほ場整備事業の実施により概ね農業基盤整備事業が完了しており、水田の利用が積極的に行われています。

今後は、担い手への農地集積を一層進め、個別経営体の規模拡大と経営の効率化を図ります。

また、穂高川・犀川・高瀬川の三川が合流する湧水地帯は全国的にも有数なわさび産地であり、引き続きわさび栽培の振興を推進します。

#### (オ) 三郷（明盛）地区

本地区は、標高 550mから 630mの平坦地で概ね県営ほ場整備事業が完了し、整備率は90%以上に達しています。また、梓川水系の温堰、奈良井川水系の拾ヶ堰、中信平用水等によるかんがい用水路の整備により、安定的な用水確保がなされています。

今後とも水田としての利用を図ります。

#### (カ) 三郷（小倉・温）地区

本地区は、標高 600mから 770mに広がる畑地帯です。ほ場整備事業の実施、中信平国営かんがい用水路の整備等、条件整備が進んでおり、リンゴを中心とした果樹栽培が主な用途となっています。

今後とも同様の用途での利用を図ります。

#### (キ) 堀金地区

本地区は、標高 550mから 670mの平坦地で奈良井川水系の拾ヶ堰、烏川水系、梓川水系等によるかんがい用水路が整備・確保されています。

今後とも水田としての利用継続を基本とします。

田多井山原及び堀廻堰南部地域の畑地帯は、烏川ほ場整備等の区画整理、中信平国営かんがい用水等の整備がなされており、樹園地としてリンゴを中心とした果樹団地を形成しています。

今後とも同様の用途での利用を図ります。

#### (ク) 明科・光・中川手地区

犀川と国道 19 号、県道大町明科線に囲まれた河岸段丘下の水田については、ほ場整備事業が完了し、機械化による農業が容易な地区となっています。

今後とも、水稻を中心に小麦、大豆等の土地利用型農業を進める地区として、ブロック

ローテーション等による効率的な農業を進めます。

また、この地区の下流域は、わさび栽培、にじます養殖が行なわれており、水質保全上からも良好な農地としての確保、保全を継続します。

#### (ケ) 東川手地区

犀川、会田川と国道 19 号に囲まれた河岸段丘下については、水田としての用途を継続します。また、県道下生野明科線に沿った農地については、既に農業基盤整備事業がなされていることから、継続して水田として農地保全に努めます。

#### (コ) 七貴地区

高瀬川から取水している内川農業用水路と県道大町明科線に囲まれた水田地帯においては、農業生産基盤整備事業が完了しており効率的な営農環境整備がなされています。

今後は、県道大町明科線沿いのほ場整備地区外の農地も含めて、農地の流動化と大型機械化体系の確立を進めるとともに、水田として農地の保全に努めます。

押野山西側の山麓に広がる畑作地帯については、荒廃農地が解消され、ワイン用ぶどうへの転換が図られていることから、引き続き、産地化を推進します。

高瀬川、犀川及び県道大町明科線、穂高明科線に囲まれた内川農業用水水系の水田地帯については、良好な基幹水路の整備もなされており、継続して水田として農地保全に努めます。

車屋堰末流から揚水利用している段丘上の開田地帯及び河岸段丘下の水田と、内川農業用水路から取水している五ヶ用水の受益地については、農業基盤整備事業が完了した地区であり、今後とも水田としての用途を基本に農地の高度利用を図ります。

#### (サ) 南陸郷地区

五ヶ用水の下流に位置する水田地帯は、耕土が深く水田の汎用化の条件に適した地区です。

今後は、野菜、採種作物等の振興を図り、水田としての用途を基本に農地の高度利用を進めます。

山間部傾斜地については、年々遊休荒廃化が進行している状況にあります。

今後は、集落営農組織を中心に農地集積の取組を行いながら、土地の有効活用を進めます。

#### ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

## 2 農用地利用計画

別記とおりとします。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の平坦地の水田地帯については、令和元年度でのほ場整備率約85%です。地帯の大半について農業生産基盤整備事業が完了している状況です。水稲を中心とした生産性の高い土地利用型農業が展開され、麦、大豆、そば、野菜などとの複合経営が展開されていますが、古くからの事業地も多く、区画が狭いことや用排水等の施設の老朽化が進行しています。

今後は、担い手への農地集約を増進させ、大規模区画化・農業用排水整備等、農業生産基盤の再整備により、生産や経営の効率化・安定化を図ります。

中山間地域などの傾斜地においては、地形条件等の制約を受け、ほ場整備の実施が難しいことに加え、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増加等、様々な課題が生じています。

今後は、農道整備、水路改修等、ハード面における生産基盤の強化を図るとともに、持続的な農業生産を可能にする仕組み（地域営農システム）の構築を進め、総合的な生産供給体制の強化を図ります。

### 2 地区別の整備開発の構想

今後推進する農業生産基盤整備の地区別の具体的な構想は次のとおりです。

#### ア 豊科地区

本地区のほ場整備率は、73.4%で、概ねほ場整備の実施の可能性のある土地については農業生産基盤整備事業が完了しています。

今後は、未整備地区の用排水路整備、農道整備を推進します。

#### イ 穂高地区

本地区のほ場整備率は、現在実施中の県営ほ場整備事業の烏川地区を入れて81.9%に達しており、概ねほ場整備の実施の可能性のある土地については農業生産基盤整備事業が完了しています。

今後は、未整備地区のほ場整備、用排水路整備、農道整備を進めます。広域農道については、歩道整備や路面整備、老朽化した橋梁の補修に努めます。

#### ウ 三郷地区

本地区のほ場整備率は、94.1%に達しています。

今後は、未整備地区のほ場整備、用排水路整備、農道整備を進めます。また平成17年から進めてきた国営かんがい排水事業による幹線水路の整備も事業が継続されており、今後とも、整備を進める方針です。

#### エ 堀金地区

本地区のほ場整備率は、現在実施中の県営ほ場整備事業の烏川地区を入れて83.8%となります。

今後は、未整備地区の用排水路整備、農道整備を進めます。

オ 明科地区

本地区のほ場整備率は、48.6%です。

今後は、その他未整備地区のほ場整備、用排水路整備、農道整備を進めます。

3 農業生産基盤の整備開発計画

事業の種類	地区	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
			受益地区	受益面積 (ha)		
国営造成施設管理体制整備促進事業	中信平 (県営)	計画更新業務 1 式	安曇野市 他	8,847ha	—	H12-H29
国営造成施設管理体制整備促進事業	中信平 (団体 営)	管理体制整備 促進 1 式	安曇野市 他	8,847ha	—	H12-H29
県営ほ場整備事業 (経営体育成)	烏川	区 画 整 理 161ha	烏川	161ha	1	H21-R3
県営ほ場整備事業 (経営体育成)	烏川(団体営)	土地利用調整 1 式	烏川	33ha	—	H21-H31
農業基盤整備促進事 業	安曇野市	水路工 1050m 農道 380m	安曇野市	66ha	2	H27-R1
県営かんがい排水事 業	勘左衛門新田	土砂吐ゲート 1 基	勘左衛門 新田	455ha	3	H27-H29
県営かんがい排水事 業 (農業水利施設保 全合理化事業)	拾ヶ堰	機能診断, 機 能保全管理計 画作成		904ha	-	H27-H29
農業水路等長寿命 化・防災減災事業	北穂高	水路工 866m	北穂高	24ha	4	H30-R2
農業水路等長寿命 化・防災減災事業	宮堰	水路工 534m	宮堰	112ha	5	H28-R1

(注) 1 資料：松本地域の農業農村整備事業概要 2017

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ水源涵養，土砂の流出，崩壊防止，及び生活環境保全等の公益的機能の重要性は，近年益々高まっています。

本市では、平成 28 年に策定された「安曇野市森林整備計画」に基づき，事業者などが伐採、植林などの森林整備を進めるとともに、平成 27 年 3 月に策定した「安曇野市里山再生計画」に基づき住民参加による里山の整備活動を行い，広範にわたる農用地の保全や，森林とのふれあい，教育的，文化的，保健的な利用の場の形成を推進しています。

また農道改良，舗装等については，林道及び作業道の整備計画と相互の関連を保ちながら効率的，及び一体的な整備を図ります。

#### 5 他事業との関連

該当なし

### 第3 農用地の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

##### (1) 農用地等の保全の方針

本市では、農業従事者の減少や高齢化、兼業化による農業構造の変化とともに、集落における農業者と農業者以外の混住化が進行し居住環境が変化しています。それらを要因として遊休農地が発生しています。農用地は、農業生産活動の基盤であり、耕作の放棄が継続すると、経年するごとに復旧が困難になります。

今後農業を持続的に発展させていくためには、耕地利用率の向上や耕作放棄地の発生防止・解消を図り、農地の効率的な利用を促進させるとともに、農業・農村がもつ多面的機能、自然環境維持増進による環境と調和した農業の実現を図ります。

農用地等の保全の方針は、以下の推進を基本とします。

##### ア 優良農地の確保と有効利用の推進

農用地は、農業生産活動の基盤であり、耕作の放棄が継続すると、経年する度に復旧が困難になります。優良な農地を積極的に保全・確保し、安全な食料を安定的に供給するとともに、多面的機能を発揮していくためにも、改廃を極力防止し、復旧に努め、営農に適した良好な状態による有効利用を推進します。

##### イ 利用権設定等促進事業の推進

農業委員会などの関係機関と協力して、営農に支障のある所有者の掘り出しを行い、複雑でない権利移動等で認定農業者などの確実で効率的な営農者に営農を委ねます。その結果として、耕作放棄地の減少と優良農地として保全を推進します。

##### (2) 農用地等の保全の方策

本地域の農用地等の保全に関しては以下の方策を推進します。

##### ア 適正な土地利用計画の策定と推進

将来的に優良農地等を保全・確保するために、優良農地としての可能性を見極め、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)に基づく本計画(安曇野農業振興地域整備計画)や国土利用法等の適切な運用により、計画的に土地利用を推進します。

##### イ 農地等の保全管理

都市化の進行による混在化により、排水条件が悪化し、汚濁や排水不良の湛水などを招いている地域を対象に、排水路や揚水機場等の整備、改修を図ります。

##### ウ 耕作放棄地再生事業等

企業等による農業参入や、市民農園・学校農園等への遊休農地活用を進めるとともに、遊休農地の調査、パトロール、所有者への指導等、耕作放棄地の発生防止対策に取り組みます。

## 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	地区	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
			受益地 区	受益面 積		
地すべり防止施設補修事業	塔の原	横孔ホーリング 660M	塔の原	14ha	1	H23-H30
県営一般農道整備事業（農道保全対策）	安曇野	路面改良 420m 歩道工 790m 橋梁補修 2ヶ所	穂高	5,014ha	2	H27-R2
多面的交付金支払交付金	—	農地等の保全管理活動を行う組織への支援		3,570ha	—	H27-

（注）1 資料：松本地域の農業農村整備事業概要 2017

### 3 農用地等の保全のための活動

農業委員会による農地パトロールの実施による遊休荒廃地の的確な把握、及び遊休農地解消計画による農地の有効利用を図ります。さらに地権者への理解を求めるとともに、担い手への利用集積、農作業の受委託、市民農園利用及び景観作物の作付け等、下記の活動を支援することにより農地の保全管理を図ります。

#### （1）耕作放棄地の解消活動の支援

##### ア 農用地の保全管理の支援

担い手へ農地・集積が困難な耕作放棄地は、優良農地を維持管理する目的で、農業者、農業関係機関・団体が協力し、地域の実情に応じた農用地の保全活動を支援します。

##### イ 認定農業者等担い手への利用集積

農地中間管理事業、利用権設定等促進事業及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者や農地所有適格法人等の担い手へ農地の集積・集約化を促進します。

##### ウ 景観形成作物の栽培による美しい地域づくり、景観づくりの推進

農地の有効活用と併せて、美しい地域づくり、景観づくりのため、景観形成作物の栽培を継続、推進します。

#### （2）耕作放棄地の有効活用を図るための施設整備

該当なし

(3) 農地の保安全管理等のための資金援助

該当なし

(4) 集落協定に基づく農地保全活動に対する支援

中山間地域等直接支払制度を活用した農地保全活動を支援します。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地保全について必須とされる森林の機能は、水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能が直結するものですが、本来の木材生産機能や保健・レクリエーション機能等も含めて総合的に森林保全を推進することが重要です。

具体的には、高齢級の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を支援します。同時に林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層林へ誘導する際の広葉樹の導入による針広混交林化を進め、鳥獣被害防止、農用地保全、景観形成を含めた多様性のある森林形成を図ることを支援します。



## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

今後とも農業を本市の基幹的産業として振興し、効率的経営体(市認定農業者等)が、地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する必要があります。そのためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、育成すべき効率的経営体(市認定農業者等)の主たる農業従事者それぞれが、労働時間と所得において県内産業従事者と均衡する水準を実現し得るものとする必要があります。

具体的な農業経営の目標は、「安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和2年5月策定)」において示されている、概ね10年後の農業経営の発展を明らかにした効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ることとします。

#### ア 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、他産業従事者とおおむね均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：500万円 年間労働時間：2000時間
--

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者(補助的従事者)1~2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたりおおむね800万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体あたりおおむね350万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。

#### イ 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

安曇野市では、地域の話合いによって「人・農地プラン」の実質化を進め、地域の中核的経営体を明確化するとともに、定年帰農者、女性農業者等の掘り起こしにより中核的経営体の確保育成を図ります。

地域の多様な経営体を支援するために、農業委員会、農業協同組合、県農業農村支援センター等農業関係機関と十分な相互の連携のもと指導を行う体制を編成し、認定農業者や効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者を支援します。

※安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和2年5月策定)より抜粋

ウ 農業経営指標

(ア) 標準経営指標

No	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力(人)		年間所得(千円)		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲 +小麦(大麦) +大豆 +作業受託	20ha (5ha)	水稲 12ha 麦 8ha 大豆 8ha 作業受託 5ha	2.0	1.0	5,000	8,000	
2	水稲 +小麦(大麦) +そば +作業受託	20ha (5ha)	水稲 12ha 麦 8ha そば 8ha 作業受託 5ha	2.0	1.0	5,000	8,000	
3	りんご	220a	りんご 220a	1.0	1.5	5,000	8,000	
4	りんご+もも	200a	りんご 140a もも 60a	1.0	1.5	5,000	8,000	
5	りんご+なし	200a	りんご 130a なし 70a	1.0	1.5	5,000	8,000	
6	りんご+ぶどう	220a	りんご 160a ぶどう 60a	1.0	1.5	5,000	8,000	
7	りんご+水稲	350a	りんご 150a 水稲 200a	1.0	1.5	5,000	8,000	
8	たまねぎ +他の野菜 +水稲	620a	たまねぎ 100a 他の野菜 20a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
9	ジュース用トマト +他の野菜 +水稲	580a	トマト 50a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
10	アスパラガス +他の野菜 +水稲	570a	アスパラガス 40a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
11	スイートコーン +他の野菜 +水稲	590a	スイートコーン 60a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
12	採種(たまねぎ他) +他の野菜 +水稲	580a	採種 50a 他の野菜 30a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
13	セルリー(施設及び露地) +他の野菜 +水稲	620a	セルリー 100a 他の野菜 20a 水稲 500a	1.0	2.0	5,000	8,000	
14	いちご(夏秋)	30a	いちご 30a	2.0	0.5	5,000	8,000	
15	施設野菜 (きゅうり、トマト、葉菜類等)	30a	ハウス 30a (2回転)	2.0	0.5	5,000	8,000	
16	カーネーション +他の花卉 +水稲	560a	カーネーション 40a 他の花卉 20a 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	
17	ストック(施設及び露地) +他の花卉 +水稲	590a	ストック 70a 他の花卉 20a 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	

No	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力(人)		年間所得(千円)		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
18	キク(施設及び露地) +他の花卉 +水稲	570a	キク 50a 他の花卉 20a 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	
19	ワサビ	100a	ワサビ 100a	1.0	2.0	5,000	8,000	
20	ワサビ+水稲	250a	ワサビ 50a 水稲 200a	1.0	2.0	5,000	8,000	
21	酪農	—	搾乳牛 40頭 育成牛 15頭	2.0	1.0	5,000	8,000	
22	酪農+水稲	—	搾乳牛 25頭 育成牛 10頭 水稲 500a	2.0	1.0	5,000	8,000	
23	肉専用種肥育(牛)	—	黒毛和種 常時飼育 135頭	1.0	1.0	5,000	8,000	
24	肉専用種肥育(牛)+水稲	—	黒毛和種 常時飼育 90頭 水稲 500a	1.0	1.5	5,000	8,000	
25	養豚一貫	—	母豚 120頭	1.0	2.0	5,000	8,000	
26	水稲 +小麦(大麦) +大豆 +作業受託	10ha (3ha)	水稲 6ha 麦 4ha 大豆 4ha 作業受託 3ha	1.0	1.0	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
27	水稲 +小麦(大麦) +そば +作業受託	10ha (3ha)	水稲 6ha 麦 4ha そば 4ha 作業受託 3ha	1.0	1.0	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
28	りんご+ぶどう	130a	りんご 80a ぶどう 50a	1.0	1.5	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
29	ジュース用トマト +他の野菜 +水稲	160a	トマト 40a 他の野菜 20a 水稲 100a	1.0	2.0	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
30	キク(施設及び露地) +他の花卉 +水稲	150a	キク 40a 他の花卉 10a 水稲 100a	1.0	1.5	3,500	4,500	中山間等条件 不利地域
31	集落営農 (125戸)	50ha	水稲 30ha 麦 20ha 大豆 20ha	1戸(40a)当たり平均所得 290千円				
32	集落営農 (50戸)	20ha	水稲 12ha 麦 8ha 大豆 8ha	1戸(40a)当たり平均所得 216千円				
33	集落営農 (25戸)	10ha	水稲 6ha 麦 4ha 大豆・そば 4ha	1戸(40a)当たり平均所得 200千円				中山間等条件 不利地域

(注) 1 資料：R2 安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(イ) 生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
水 稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大</li> <li>・ 適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進</li> <li>・ ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進</li> <li>・ 雑草稲の根絶に向けての対策を推進</li> </ul>
麦、大豆、そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大</li> <li>・ 2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上</li> <li>・ 適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上</li> </ul>
り ん ご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換</li> <li>・ シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化</li> <li>・ 気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及</li> <li>・ りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
な し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県オリジナル品種等への転換</li> <li>・ 樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及</li> <li>・ 優良園地の集積による生産性の向上</li> </ul>
も も	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高糖度な品種への転換と面積維持</li> <li>・ 改植による樹園地の若返りを推進</li> <li>・ 疎植低樹高仕立て栽培の推進</li> </ul>
ぶ ど う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大</li> <li>・ 省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せんだ栽培の加速的な導入</li> <li>・ 高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進</li> <li>・ 気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及</li> <li>・ 需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進</li> <li>・ ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
た ま ね ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点作物として、生産面積の拡大</li> <li>・ 機械化一貫体系の推進</li> <li>・ 機械適正や収穫時期拡大に合わせた最適な品種選定</li> </ul>
夏秋いちご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進</li> <li>・ 優良品種の導入による可販率の向上</li> <li>・ 天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進</li> <li>・ 生産者の栽培技術高位平準化による、秀品率向上と単収向上</li> </ul>
セ ル リ ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐病性品種等の導入</li> <li>・ 各種病害対策を講ずることによる作柄安定</li> <li>・ 露地、施設栽培の生産面積維持</li> </ul>
ジュース用 トマト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改良マルチ栽培</li> <li>・ ホルモン剤の適正使用</li> <li>・ 機械の効率利用</li> </ul>

区 分	方 針
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半促成長期どり作型、複合作目の導入、防除機の導入</li> <li>・露地栽培における雨よけ栽培の導入</li> </ul>
スイートコーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエロー系の適期収穫、大穂生産と帯状化・先端不稔の防止</li> </ul>
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セル成型接ぎ木苗利用、養液土耕、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入</li> </ul>
トマト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セル成型接ぎ木苗利用、天敵利用、養液土耕、マルハナバチ利用、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入</li> </ul>
ストック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌障害の防除、発芽までの灌水管理の徹底、直接播種の検討</li> </ul>
キク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進</li> <li>・業務用コギク・洋マムの生産拡大</li> <li>・量販向けパック花等用途別生産の推進</li> <li>・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進</li> </ul>
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進</li> <li>・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加</li> <li>・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定</li> </ul>
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月)</li> <li>・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立</li> <li>・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進</li> </ul>
アルストロメリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進</li> <li>・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立</li> <li>・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術</li> </ul>
シクラメン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立</li> <li>・新品種の積極的な導入</li> <li>・品目の組み合わせによる施設の効率利用</li> </ul>
ワサビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苗の自給率向上、生産出荷近代化施設の整備、ハイテク手法による新品種の開発</li> </ul>
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進</li> <li>・性別別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進</li> <li>・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上</li> <li>・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上</li> </ul>
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上</li> <li>・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産</li> <li>・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産</li> </ul>
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善</li> <li>・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上</li> <li>・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下</li> <li>・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進</li> <li>・CSF(豚コレラ)の侵入防止の徹底と適切なワクチン接種</li> </ul>

(注) 1 資料：R2 安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(ウ) 農業関連事業の指標

農業関連事業部門の展開方向例	No	区分	内容	年間所得	備考
	1	観光農園経営	観光農園(りんご、もも等) 直売施設1棟	2,000千円程度	加工処理施設は共同 施設直売と産地直送
	2	共同加工経営	果樹、野菜等加工 加工処理施設1棟		
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、加工品等 直売施設1棟		
	4	ふれあい牧場経営	牛乳・乳製品等の直売・提供 畜産物・直売提供施設1棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

(注) 1 資料：R2 安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(エ) 環境保全型農業の指標

環境保全型農業への取組事例	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
	水稻+小麦+大豆	15ha	水稻 9ha、小麦 6ha、大豆 6ha	1.0	1.5	5,000	8,000	
野菜類複合	3ha	少量多品目栽培(有機栽培)	1.0	2.0	5,000	8,000		

(注) 1 資料：R2 安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(注) 2 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね50%以下の栽培を前提としました。

(注) 3 長野県農業経営指標(平成28年版)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集及び有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出しました。

エ 農業経営基盤の強化の方向

本市は、安曇野市農業再生協議会を核とした地域営農システムの構築を通じ、農業構造の再編を進め、地域農業を担う効率的経営体の育成を図ります。そのため、農業委員会、農業協同組合、県農業農村支援センター、農業関連機関との十分な相互連携のもと、地域営農システムによる農地の有効活用、農作業受委託調整、農地の貸借調整などを推進し、認定農業者や効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者を支援し、調和のとれた効率的な農業形態の確立を推進します。

本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営展開する中核的経営体を育成し、併せて「人・農地プラン」の実質化の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により「人・農地プラン」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

オ 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時のリスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者 1人あたり 年間所得目標：250 万円 年間労働時間：2,000 時間
--

カ 新規就農者数の確保目標

今後も、継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年 10 名確保することを目標とします。

キ 農業経営指標（新規就農計画）

No	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力(人)		年間所得(千円)		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご	100a	りんご 100a	1.0	1.0	2,500	3,500	
2	りんご+もも	100a	りんご 70a もも 30a	1.0	1.0	2,500	3,500	
3	りんご+なし	100a	りんご 60a なし 40a	1.0	1.0	2,500	3,500	
4	りんご+ぶどう	110a	りんご 80a ぶどう 30a	1.0	1.0	2,500	3,500	
5	たまねぎ +他の野菜	70a	たまねぎ 50a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
6	ジュース用トマト +他の野菜	50a	トマト 30a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
7	アスパラガス +他の野菜	50a	アスパラガス 30a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
8	スイートコーン +他の野菜	60a	スイートコーン 40a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	採種(タマネギ 他) +他の野菜	50a	採種 30a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
10	セルリー(施設及び露地) +他の野菜	70a	セルリー 50a 他の野菜 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
11	いちご(夏秋)	20a	いちご 20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
12	施設野菜 (キュウリ、トマト、葉菜類等)	20a	ハウス 20a (2回転)	1.0	1.0	2,500	3,500	
13	シクラメン +他の鉢花	50a	シクラメン 40a 他の鉢花 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
14	カーネーション +他の花卉	30a	カーネーション 20a 他の花卉 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
15	ストック(施設及び露地) +他の花卉	50a	ストック 40a 他の花卉 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
16	キク(施設及び露地) +他の花卉	40a	キク 30a 他の花卉 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	

(注) 1 資料：R2 安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農家と農業者は、社会・経済情勢の変化に伴い、他産業への就農が増加するなど兼業化が進行するとともに、農業従事者の減少と高齢化が進んでいます。

また、農業経営の規模拡大や効率化を目指す担い手のほか、安定兼業農家、高齢農家、自給的農家及び土地持ち非農家へと農家の階層分化と多様化が一層進行すると見込まれ、このまま推移すると農業生産力の減退及び農地等の地域資源の維持・保全が困難となる集落の発生が懸念されています。

これらに対応するため、人・農地プランの作成・見直しを通じて新規就農者の誘致と確保・育成を図るとともに農地中間管理事業を活用した企業的農業経営体への農地の集積・集約化を進めます。また、中山間地域等においては、地域の担い手が効率的に生産活動を行えるよう農地の条件整備を行うとともに、省力的栽培が可能な品目の導入支援や兼業農家などを含めた地域の多様な農業者の役割分担により支え合う集落営農組織の育成・法人化などにより地域全体の営農の継続や農地の維持管理を図ります。

## (3) 新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向

新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。

### ア 施設・機械投資の低減

- (ア) 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。
- (イ) やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。
- (ウ) 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。
- (エ) 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。
- (オ) 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。
- (カ) 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。

### イ 経営管理及び生産技術

経営発展の方向性や生産方式は、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の特性を活かした営農類型への誘導を目標として、農地利用集積等の方策を積極的に活用し農作業の受委託を含めた幅広い農用地の利用集積を促進します。

### (1) 農用地の流動化対策

意欲ある多様な担い手への面的集積の推進は、農用地の有効利用の観点から、その地域



の農業者，農業組織，農業委員会，農協，土地改良区，農地中間管理機構等が協力し合っ  
て取り組めるような体制を整えます。以下に重点的に推進しようとする方策を挙げます。

#### ア 利用権設定等促進事業

農業委員会などの関係機関・関係団体と協力して，農用地等の出し手の掘り起こし活動  
を行い，掘り起こされた農用地等を目指す効率的かつ安定的な農業経営認定農業者など紹  
介することにより，農用地等の権利移動の円滑化と方向付けを図ります。

#### イ 農地中間管理事業

分散した農地利用を整理し，担い手ごとに集約する必要がある場合や，耕作放棄地等に  
ついて農地中間管理機構が借り受け，必要な場合に基盤整備等の条件整備を行い，担い手  
がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。

### (2) 農作業の受委託の促進対策

本市の農作業形態においては，個別経営における農業機械，施設費等の占める割合が非  
常に大きく，生産コストの低減と所得向上を図るため，効率的利用が重要な課題になって  
います。

これに対処するため，機械の共同化，協業化，法人化と併せて，農作業受委託事業によ  
り，部分受委託，全面受委託を積極的に推進させます。

### (3) 地域農業集団の育成

本市には，担い手農家を中心とした農家が農業経営の合理化を図るための，地区内の農  
用地・機械・施設・労働力等の有効利用を主体とする地域生産組織があります。その育成  
については，パンフレットや優良事例の資料配布等，啓蒙・普及を図るとともに実践的研  
修等を行い，担い手を中心とした効率的な農業集団を育成し，農作業の共同化及び農地の  
利用調整を進めます。

### (4) 地力の維持増進対策 ～環境にやさしい農業の推進～

機械化体系の普及や兼業化に伴う労働力の変化などから，各種農作物の栽培は化学肥料  
偏重の栽培方法となり，地力の衰退による収量の低下，品質の低下が大きな課題となっ  
ています。

今後は農地の流動化と併せて，輪作の励行，地域内家畜堆肥の活用，天敵防除，深耕，  
部門別農家の連携，相互補完により土づくりを積極的に進め，化学肥料・化学農薬の使用  
の低減によるやさしい農業を目指し，高品質，高付加価値の農産物の生産を推進します。

### (5) 農業技術の向上

農業技術については，農業者の積極的な取り組みを基本に，農業者と農業関係機関との  
連携による先端技術の普及に努めてきました。

今後は，内外の厳しい産地間競争に対応するための新品種・新作物等の育成技術，労働  
時間の短縮や労働の軽減等を図るための省力・低コスト化技術，生産性向上・安定化技術，

品質・付加価値向上技術及び環境にやさしい農業を促進する技術等の導入などを総合的に推進します。

#### (6) 資本装備等

機械・施設等の資本装備については、ある程度整備されてきました。しかし、大型機械の導入や施設化が進む一方で、兼業農家の過剰投資等が課題となっています。

今後は、国の交付金事業や制度資金の活用とともに、機械・施設の効率的利用を進め、一層の経営の合理化と経営基盤の強化を図ります。

また、農繁期の労働力の調整、中山間地における所得確保のための農産加工の振興、市場動向の的確な把握と集出荷流通体制の合理化及び経営安定対策などを総合的に推進し、効率的経営体を支援する体制整備を進めます。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林には、防災、水源涵養、緑の供給等、生活環境に欠かせない多面的機能の要素を多く備えています。林業は、有益な生産基盤であることから、農業経営と併せ、林道・作業路等の路網整備、林家の協業組織化、労働環境の整備を推進し、林業経営の振興を図ります。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の方向

近年の農業従事者の高齢化や後継者不足，消費者ニーズの多様化や生産流通の複雑化，産地間競争や輸入農産物との競合，販売価格の低迷など農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。現在，このような問題に対応するために迅速かつ確な対応が求められています。

本市の農業生産は，水稻を主体とした野菜，花き，果樹，畜産，わさび等との複合経営により，その生産拡大を図ることを目標としています。そのため，生産者の創意工夫による経営の展開を基本としながら，多様な消費者ニーズや複雑な流通にこたえる品質の高い農産物の安定供給を図り，計画的に出荷できる施設の整備を推進します。さらに農産物の生産，製造・加工，流通及び消費における連携を一層強化するとともに，地域に特有な新商品やブランド化等を促進します。同時に本市農業を担う従事者が，効率的かつ安定的な経営が展開できるよう，生産・加工・直売など近代化に必要な施設整備を推進します。

このような基本的な方向性に基づく作目別の近代化施設の整備方向は，次のとおりです。

#### ア 水稻

本市では，担い手への水田の利用集積等による規模拡大と低コスト生産を進めるとともに，環境にやさしい米づくりや県のオリジナル品種の普及等による食味の優れた高品質な米の生産を推進します。

特に田園風景（水田農業）を「安曇野ブランド」として位置づけ，米の販売戦略や生産性の向上，ブランド戦略を進め「売れる米作り」を目指します。そのために，安曇野の緑豊かな田園風景の保全，生産者・生産団体が主役となる需給調整体制の構築，多様な担い手による効率的かつ安定的な農業経営，高齢者や女性，新規就農者が生きがいを見出せる農業システムの構築，消費者の需要に即応できる安全で安心な安曇野ブランドとしての供給を進めます。

また，大型農作業機械の共同利用による機械化一貫体系の確立，育苗センター，コントリーエレベータ等の共同利用化，「直播＝打込点播」方式による省力化を推進する一方，減農薬，減化学肥料栽培による良質米の生産や需要に適した計画的生産を図ります。

さらに，米の計画的生産を基本に，新規需要米（加工米，米粉用米，飼料用米，WCS用稲）の需要拡大等に対応する生産拡大を支援します。

#### イ 麦・小麦・大豆・黒大豆

麦類・大豆類は，土地利用型の水田営農確立のための本格的な生産物であり，大規模稲作農家の機械利用からも重要な作物です。しかし，近年，連作障害による品質・生産量の低下や天候等に左右され，品質の不均一などがあり，その克服が課題となっています。

今後はブロックローテーションによる団地形成，機械化一貫体制の確保による生産性の向上，収益性の確保などにより経営の安定を図ります。特に大豆については，農産物加工所での地場産の大豆使用，豆腐・味噌などの原料として高品質生産の拡大を図ります。同時に，機械化体系での栽培を推進し，共同選粒による品質の統一を図ります。

また，加工適性の高い品種を活用した販売競争力の強化により，農家経営の安定化を進

めるとともに、生産性及び品質の向上、安定した生産量の確保等により、実需者から期待される生産物を安定して供給できる産地の育成を目指します。

#### ウ 野菜

野菜は、比較的高収益を得られる作物とされていますが、市場の動向が価格を左右する作物であり、常に需要動向を的確に把握するとともに、生産者の情報交換、技術の向上を図ることが必要です。

今後は、機械の導入及び施設改善による規模拡大だけでなく、担い手の経営の安定化や需要動向に対応した計画的な生産及び出荷体制を確立させます。具体的には集出荷施設、鮮度保持施設、貯蔵施設等の基幹施設等の整備を推進し、一元出荷による定規格化や定量化を実現させることにより、市場の状況を把握した流通体制の確立を図るものです。

また、生産された農作物の情報を明確に消費者へ開示していくトレーサビリティ(生産履歴)を活用することによって消費者の信頼を得るとともに地元農家のよさをPRすることに努めます。

#### エ 果樹

リンゴを主体とする果樹栽培は、信頼される産地として、品質の供用、出荷の長期化等により実需者に信頼される産地づくりと農業者の経営の安定化が必要です。

今後は、優良品種の導入による品質向上や労力分散を図る一方、すでに確立しつつある低樹高栽培技術体系による省力化、低コスト化、収益性の高い栽培方法を一段と高めるよう関係機関との連携を強めます。

本市のリンゴの産地化は順調に進んでいますが、一部では高齢化・担い手不足に伴う産地構造の弱体化が課題となっています。これについては、流動化の進みにくい樹園地の、担い手への集積や継承の仕組みづくりを進めるとともに、新しい化栽培を推進させ、個別経営体の経営効率化により円滑な経営と産地の維持を図ります。また、加工による高付加価値化、第6次産業化を推進するための加工施設の整備を促進します。

#### オ 花き

花きの需要は、生活水準の向上や生活様式の変化により、年々多様化するとともに増加する傾向にあります。しかし、その価格は景気に左右されやすく、輸入花きの増加などの不安要素もあります。

今後は、活力ある産地形成を図るべく、キク、カーネーション、ストック、トルコギキョウ、アネモネ、シクラメン、デンドロビュームを中心に生産拡大を推進します。同時に、安定して品質・量を供給できる技術、標高差・開花調整技術を駆使した長期出荷体系、需要期な計画生産出荷体制、周年出荷体制等の確立を図り、生産安定による信用のある供給体制を構築し、経営の安定化に努めます。加えて、花き経営の高度な技術と知識等が確実に継承かつ効果的に活用される仕組みづくりにより、経営感覚に優れた花き生産の担い手を育成します。

## カ 畜産

近年、市街地の拡大や牛肉の輸入自由化、家畜排泄物処理、経営者の高齢化・後継者不足等の様々な問題により、畜産業を取巻く環境は厳しくなっています。

今後は、競争力の高い畜産業の確立と消費者ニーズに即した生産を行うために、自給飼料基盤に立脚した経営の育成、安心・安全の確保、新技術の導入を行い、安定的な発展と消費者から信頼される安定供給が図られる生産・流通体制づくりを進めます。加えて、荒廃農地の活用や良質な堆肥の地域還元など、地域と有機的につながりを持った環境保全・資源還元型畜産を推進します。

## キ わさび

本市独自の営農類型として、観光と結びつけた振興を継続して図ることを基本とします。

栽培の機械化が難しく、栽培技術も特殊です。よって今後は、バイオテクノロジー技術による共同育苗をはじめとする先進技術の導入により、品質の向上と作業の効率化・省力化を図ります。また、ガラス及びビニールハウスの利用等、生産施設の改善により、生産性の向上を図ります。

## 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市は、農家人口・農家戸数ともに減少傾向にある中で、効率的な農業生産と安定的な農業経営を推進するために、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営を支援する体制づくりが必要となっています。

今後は、経営意欲の高い認定農業者の育成・支援をはじめ、女性や定年退職者、U・J・Iターン者等の農業活動への参加を促進し、多様な担い手の育成・確保を図ります。同時に、次代を担う子どもたちや、都市部住民の農業に対する理解を深めるための情報発信及び体験・交流の場づくりに努め、将来的な担い手づくりを推進します。また、女性・高齢者が能力を十分に発揮し農業経営に参画することは地域営農体制を維持、増進させていくためには不可欠であり、その支援を推進します。

さらに、これらの取り組みに併せて、農業を担うべき者の育成・確保を図る施設を整備することを検討します。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

新たな農業就業者を確保するため、次世代農業を担うための人材を育成し、地域への定住を図ります。

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設対象者
新規就農者支援住宅	新規就農者の自立支援を目的とした施設	三郷小倉 木造1階3K 3棟	新規就農者

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、新規就農者の育成及び確保のため、「松本地区新規就農促進連絡協議会」を主体として、JA、県農業農村支援センター、農業委員会等の就農相談窓口との連携会議により、情報の共有化を図っています。

今後とも新規参入者、団塊の世代からの定年帰農者など、多様な新規就農者の確保を図るとともに、円滑な就農に向けた支援を継続します。また、新規就農里親制度を利用した就農希望者への技術の習得、及び地域農業の核となるリーダーを育成し、新規就農者が地域でストレス無く営農活動を進められるよう、支援体制の強化を引き続き図ります。

具体的には以下の育成や支援に努めます。

#### (1) 認定農業者の育成

地域農業の中核を担う認定農業者の育成・確保については、認定農業者制度の普及活動に努め、農業生産性の向上と、規模の拡大、生産方式の合理化など関係機関と連携し総合的な支援を行います。

## (2) 新規就農者・農業後継者の育成

本市では、農業労働力が他産業へ流出するとともに、高齢化の進行も重なり担い手不足が深刻化しています。将来にわたり本市の農業が持続的に発展し続けて行くためには、経営感覚に優れた新規就農者・農業後継者の確保・育成が重要な課題となっています。

今後は、就農意欲のある新規参入者を確保し育成するために、農業経営改善計画の認定、農地利用集積推進による土地利用条件の整備、営農技術指導、経営改善研修等を行い、新規就農者、農業後継者が意欲を持って取り組んで行ける環境整備をしていきます。

## (3) 農業経営の組織化・法人化の推進

本市では、集落内の農家の共同作業や集落外の農家グループによる農作業受託、農協による農作業受託組織など地域の実態に即した多様な生産組織に対して農業法人化の推進事業を展開しています。今後とも地域に基盤を築けるような経営効率の高い組織を育成するとともに、法人化への誘導に努めます。

## (4) 高齢農業者の支援

本市の農業従事者が減少している中、高齢農業者の豊富な経験と知識と技術を活かした農業生産活動や地域活動は、その継続や地域のサポートといった面から重要な役割を有しています。

農業は、高齢者が体力と意欲に応じて生涯現役として活動することが可能であり、それぞれ個人の都合や健康状況に応じて高齢期を過ごすことのできる農村社会の実現を図ることは、1つの長寿社会モデルと考えられます。

そこで高齢農業者を農業や地域活動の担い手として、また農村の生活文化の伝承者として位置づけ、多彩な地域農業の展開、営農・生活技術の伝承、地域活動の活性化等の面において高齢者が生涯現役をモットーに生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる体制を整えます。また、退職後に農業に取り組む中高年齢者に対しても農業技術や経営に関する支援を行います。

## (5) 女性農業者の支援

本市の農業における女性農業者は、農業経営の一部を担うことを含めて、農産物の加工、販売等の起業活動に取り組むなど活躍の場を広げており、農業と地域経済の活性化を図る上でも欠かせない存在となっています。農業の発展と豊かなくらしを実現するには、農業に携わる女性が地域社会や農業経営に積極的に参画できる基盤づくりを一段と推進する必要があります。

今後は、農業経営及び関連する活動に参画する女性農業者の育成を図るために、女性農業者育成・参画の目標を定め、女性農業者のさらなる参画に努めます。

また、生産部会の活動や地域の合意形成を図る場に、多くの女性が参加できるよう配慮し、関係機関と連携のもと地域社会における男女共同参画推進のための啓発に努めます。さらに、農業生産・生活の両方面における重要な女性の役割を適正に評価するとともに、農村社会や農業経営における地位向上や能力発揮について環境を整備し、それぞれの地域において、農業技術や経営能力の向上と社会進出を促進します。

#### 4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし



## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の専業別農家数の推移をみると、販売農家数そのものは、継続的に減少傾向を示していますが、専業農家数は増加する傾向にあります。一方兼業農家数は減少する傾向にあります。27年の販売農家に対する専業農家の割合は約27%、第1種、第2種兼業農家が約73%となっており、農外所得に頼る状況は明確にうかがえます。

本市の農業を基幹産業として振興していくためには、農用地の利用集積による規模拡大、及び農作業の効率化により認定農業者及び集落営農組織等地域の担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとともに、定住条件の整備を推進する必要があります。

本市での農業が、職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業再生協議会を核とした支援体制の構築を推進し、農村を健全な定住地域とするため、生産基盤整備及び生活環境整備の促進に合わせ、工場、商業エリア等の計画的導入を図り、農業構造の改善と農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めます。

【専業別農家数】

単位：戸，%

年	販売農家				
	専業農家	兼業農家	兼業農家		
			第1種兼業農家	第2種兼業農家	
平成7年	5,768	720	5,048	854	4,194
(構成比)		12.4	87.5	14.8	72.7
平成12年	5,278	693	4,585	491	4,094
(構成比)		13.1	86.9	9.3	77.6
平成17年	4,633	758	3,875	620	3,255
(構成比)		16.4	83.6	13.4	70.3
平成22年	3,732	694	3,038	480	2,558
(構成比)		18.6	81.4	12.9	68.5
平成27年	3,112	829	2,283	298	1,985
(構成比)	100.0	26.6	73.4	9.6	63.8
令和7年目標	3,000	800	2,200	300	1,900
(構成比)	100.0	26.7	73.3	10.0	63.3

(注) 1 専業農家：世帯員の中に兼業従事者（調査前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は販売金額が15万円以上ある農業以外の自営業に従事した者）が一人も居ない農家

2 兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

3 第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家

4 第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家

5 資料：農林業センサス

## 2 農業就業者の安定的な就業を図るための方策

農業従事者の安定的な就業を図るため、下記の方策を重点的に推進します。

### (1) 関係機関との連絡・調整と就業機会の確保対策

他産業に従事したい農業従事者が、安定した就業機会を得るためには、職業紹介や雇用情報が良好に提供され、職業訓練や関係機関の機能が充分発揮される必要があります。よって、市内企業等との連携による就業相談を開催し、相互に需要・供給の安定化に努める一方、新規優良企業の計画的な導入を図り、その連絡や調整体制の確立に努めます。

また、地域の特性に合わせた農作物作りとそれを利活用した二次加工品の開発産業の振興を進め、農業を振興する就業機会の確保に努めます。

### (2) 農産物直売施設の利活用

市内 11 箇所ある農産物直売施設を利活用し、各地域で生産される農産物の加工を推進することで農産物への付加価値を高めるとともに、農業経営の安定化につなげ、農業者の雇用創出を推進します。

### (3) 「安曇野ブランド」の育成

安全・安心、新鮮、豊富な「安曇野ブランド」の育成を目標に、地域の主力農産物である米、リンゴ、タマネギ、わさびなどの生産性の向上と高付加価値化を進め、地域の特色を生かした農業の展開を支援します。その結果として、魅力ある農業経営が図られ、雇用機会の創出を促し、農村地域の活性化に寄与します。

### (4) 観光農業の推進

本市は、リンゴ、そば、わさび等の特徴のある農産物、美しい田園景観、農村特有の伝統文化等の農業に関わる多様な地域資源があります。それらを基盤とする農産物加工や特産品開発による地域農業の観光農業を振興させることにより雇用機会の創出を推進します。

## 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業振興事業と合わせて、きのこ原木の安定的な供給を受け、菌茸類栽培を推進します。本地域の特色ある地場産業として安定的な就業促進を図るとともに、国営アルプスあづみの公園、県営烏川溪谷緑地の森林等の景観に恵まれた自然による保健休養機能を活用し、農林業と観光との関連付けにより、地元雇用の拡大を推進します。

## 5 その他の関連計画（地域農林水産物の利用による地場産業の振興対策）

本市の特徴的な地場産業として、明科地域にニジマスを中心とする養殖があります。「信州サーモン」や「信州大イワナ」といった信州独自の品種が開発されており、今後一層の加工部門の充実拡大を支援します。このように地場水産物を利用した地域特産物や観光資源等を活用した農産加工施設・観光農園等多様な就業機会の促進に努めます。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村地域は、農産物の供給の場としてだけでなく、癒しを享受できる場、都市住民と集落の人々との交流の場など多様な機能を有しています。しかし、経済の高度成長と相まって農家と非農家の混在化が進むとともに、兼業化、高齢化が急速に進展し集落における構成員共同体意識が希薄化しています。その結果、農業用排水施設の管理をはじめとする住民の共同活動の減少など本来の集落機能低下が顕在化しています。

このような状況の中で、効率的で安定的な農業経営を確立するためには、認定農業者等の担い手を確保するとともに、経営規模の拡大や生産性向上を図るために、農地の集積・集約化を促進することが重要です。そしてその実現のためには、農業生産基盤の整備等に加え、地域の生活環境を改善し住みよい地域づくりに努めるとともに、農地の賃貸借や作業受委託のあっせん等、農地の集積・集約化に対する農家の合意形成や共同活動を促進させることが重要です。

したがって、今後とも本市農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくために、農業生産基盤の整備とともに、生活環境の整備を総合的に行い、ゆとりとやすらぎに満ちた活力ある地域づくりを目標とします。

#### (1) 農村コミュニティ施設の整備推進

農家、非農家を含めた地域の連帯感の育む交流の場づくりや地域農業集団、農業生産組織等の育成強化を通じたコミュニティ活動を促進するための施設整備として、集会施設等の整備・改善を推進します。

#### (2) 地域用水機能の保全と整備推進

農業生産基盤として重要な農業用水と農業水利施設は、生活に密着した地域用水、農業集落の防火、農機具の洗浄等に利活用されているほか、景観形成、親水レクリエーションの場、生態系保全等多面的な役割を果たしています。

今後は、農業環境整備事業や農地・水保全管理事業に取り組み、地域共同活動による農地・水路等の保全活動、水路等の長寿命化、水質・土壌の高度な保全活動への支援を推し進めます。

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市域に点在する学有林及び共有林を活用し、共同作業による連帯感の高揚と緑豊かな農村環境づくりを目指します。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 附図

別添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（附図4号）・・・該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図5号）・・・該当なし